

【債】 白井市地域包括支援センター

白井中央地域包括支援センター

白井駅前地域包括支援センター

西白井駅前地域包括支援センター

業務委託プロポーザル実施要領

白井市 福祉部 高齢者福祉課

令和8年6月

1 公募の趣旨

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たす機関である。

市では、高齢化の進展に伴い、高齢者の相談窓口をより身近なものとし、よりきめ細やかな支援を行うため、3か所の委託型地域包括支援センターを設置し、運営している。

地域包括支援センター業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

なお、1つの法人が応募できる数は、2センターまでとする。

2 委託業務名

【債】白井市地域包括支援センター（白井中央地域包括支援センター・白井駅前地域包括支援センター・西白井駅前地域包括支援センター）業務委託

3 委託業務場所

名称	場所	担当地区
①白井中央地域包括支援センター	白井市復 1123 保健福祉センター内	白井第一小、白井第二小、七次台小及び桜台小学校の区域
②白井駅前地域包括支援センター	白井市堀込 1-2-2 白井駅前センター内	南山小及び池の上小学校の区域
③西白井駅前地域包括支援センター	白井市清水口 1-2-1 西白井複合センター内	白井第三小、大山口小及び清水口小学校の区域

4 業務内容

別紙「地域包括支援センター運営業務委託仕様書」及び「白井市地域包括支援センター運営業務マニュアル」に定めるとおりとする。

5 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

6 人員体制

【専門職の職種について】

専門職として次の(1)～(3)に掲げる資格を有する常勤かつ専従の職員を配置し、専門職の中の1名を管理者とすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者
 - ① 保健師
 - ② 地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まず。）
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
 - ① 社会福祉士
 - ② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
 - ① 主任介護専門員
 - ② 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。

※なお、保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者又は主任介護支援専門員に準ずる者を配置した場合には、それぞれの専門職の配置に取り組むこと。

【専門職の人数について】

- (1) 白井中央地域包括支援センター 計4人
 - ① 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ② 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ④ ①から③のいずれかの専門職 常勤専従1人
- (2) 白井駅前地域包括支援センター 計3人
 - ① 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ② 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人
- (3) 西白井駅前地域包括支援センター 計4人
 - ① 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人

- ② 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従 1 人
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従 1 人
- ④ ①から③のいずれかの専門職 常勤専従 1 人

【その他の職員について】

- (1) 事務職員（非常勤週 3 日、西白井駅前地域包括支援センターは週 5 日）及び実態調査員（非常勤週 2 日）を各 1 人配置すること。
- (2) 3 職種職員等の他に必要な人員については、指定介護予防支援事業所の職員として、受託法人において必要数配置すること。

7 業務時間

(1) 開所日

- ① 白井中央地域包括支援センター
月曜日から金曜日まで
- ② 白井駅前地域包括支援センター及び西白井駅前地域包括支援センター
火曜日から土曜日まで

※国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 29 日から 1 月 31 日を除く。

(2) 開所時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 24 時間対応

開所日・開所時間に関わらず、緊急の相談・支援に備え、電話等により 24 時間の対応が可能な体制を確保すること。

8 提案上限額

① 白井中央地域包括支援センター

令和 9 年度	27,962,000 円
令和 10 年度	27,962,000 円
令和 11 年度	27,962,000 円
令和 12 年度	27,962,000 円
令和 13 年度	27,962,000 円
総額	139,810,000 円（消費税非課税）

※委託業務場所が白井市保健福祉センター内となるため、電気代及び光熱水の経費は、市が負担する。

② 白井駅前地域包括支援センター

令和9年度	22,475,000円
令和10年度	22,475,000円
令和11年度	22,475,000円
令和12年度	22,475,000円
令和13年度	22,475,000円
総額	112,375,000円（消費税非課税）

③ 西白井駅前地域包括支援センター

令和9年度	30,050,000円
令和10年度	30,050,000円
令和11年度	30,050,000円
令和12年度	30,050,000円
令和13年度	30,050,000円
総額	150,250,000円（消費税非課税）

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

(1) 金融機関等の保証書

(2) 履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 支払特約

前払い金 有（当該年度契約金額の50%）

1 1 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に、次の要件（１）～（２）を全て満たす法人であること。

- （１）社会福祉法人又は医療法人格を有し、かつ、過去５ヵ年度（令和３年度～本プロポーザル募集要項公表日まで）に以下のいずれかの施設（事業所を含む）の経営実績がある者。
 - ①介護保険法に基づく指定を受けて介護保険サービスを提供する事業所で、かつ市内において特別養護老人ホーム又は老人保健施設サービスを提供している事業所であること。
- （２）法人またはその役員等が次のいずれにも該当していること。
 - ①地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当する者でないこと（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む）。
 - ②白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
 - ③白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
 - ④手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者でないこと。
 - ⑤本実施要領公表日前６か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
 - ⑥会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
 - ⑦介護保険法第１１５条の２第２項各号の規定に該当しない法人であること。
 - ⑧福祉分野における事業において、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部停止等の処分を過去５年以内に受けていない法人であること。
 - ⑨直近の２年間に、納税義務を有する税金（法人市民税、法人県民税及び法人事業税等）を滞納していないこと。

1 2 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

- （１）交付資料
 - ・実施要領
 - ・様式集
 - ・業務委託仕様書
 - ・白井市地域包括支援センター運營業務マニュアル
- （２）交付方法
 - ・白井市ホームページに掲載する。
 - ・下記のURLからダウンロードすること。

<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/hukushi/k04/nyusatsu/9152.html>

13 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和8年6月17日から	
参加申込書提出期限	令和8年7月10日16時まで	様式1・2及び添付書類
参加資格確認結果 通知書送付予定日	令和8年7月17日	
質問書受付期間	参加資格確認結果通知のあった日 から令和8年7月24日16時まで	様式3
回答予定日	令和8年7月29日12時	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 (第1次審査分)	参加資格確認結果通知のあった日 から令和8年7月30日16時まで	様式4・5・6
第1次審査結果通知書 送付予定日	令和8年8月7日	
提案書等提出期間 (第2次審査分)	第1次審査結果通知のあった日か ら令和8年9月24日16時まで	様式7・8・9・10・ 11・12
プレゼンテーション 実施予定日	令和8年10月1日	
結果通知書送付予定日	令和8年10月9日	
受注予定者との協議	令和8年10月13日から 令和8年10月30日まで	
見積書提出(予定)	令和8年11月30日	
契約締結(予定)	令和8年12月15日	

1 4 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会は開催しない。

1 5 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 法人概要（様式2）
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの
- ④ 法人の定款
- ⑤ 法人の役員名簿
- ⑥ 財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの
- ⑦ 納税義務を有する税金の納税証明書（直近2年分）
- ⑧ 納税義務に関する申立書（様式13） ※納税義務がない場合に提出
- ⑨ 法人及び運営施設の概要が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年7月10日（金曜日）16時まで（郵送の場合は、必着）

(3) 提出方法

高齢者福祉課へ持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

1 6 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和8年7月17日（金曜日）に発送する。参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式15）を高齢者福祉課へ提出すること。

1 7 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和8年7月24日（金曜日）16時までに質問書（様式3）をメール又はFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和8年7月29日（水曜日）12時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

1 8 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式14）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱い受けることはない。

19 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

(2) 評価基準

別表1のとおり

20 提案方法

(1) 第1次審査

業務実施体制・業務実績等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位2者選定する。

(2) 提出書類

- ①提案書等提出届（第1次審査分）（様式4）
- ②地域包括支援センター運営に関する事項（職員配置）（様式5）
- ③地域包括支援センター運営に関する事項（事業実績）（様式6）

(3) 受付期間

参加資格確認結果通知のあった日から
令和8年7月30日（木）16時まで（郵送の場合は必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。
※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。
※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

(5) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの会場・日時については、以下を予定する。

- ①実施日 令和8年10月1日（木）
- ②場所 白井市役所又は白井市保健福祉センター内
※具体的な時間及び場所は後日通知する。
- ③出席者 3名以内
- ④説明者 本業務を受託した際の担当予定者が行うこと
- ⑤実施時間 1者30分以内とする。
プレゼンテーションは20分以内で行い、以後質疑応答を行う。
- ⑥説明資料 提出した提案書に記述された範囲内で行うこととし、
追加資料の配布や使用は認めない。
- ⑦貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・
コード（HDMI）、電源。
それ以外の物品については、参加事業者の負担において
用意すること。

(6) 提出書類

- ①提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）

- ②地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）（様式8）
- ③地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）（様式9）
- ④地域包括支援センター運営に関する事項（業務方針）（様式10）
- ⑤見積書及び見積金額内訳書（様式11・12）

(7) 受付期間

令和8年9月14日(月曜日)から令和8年9月24日(木曜日)16時まで
(郵送の場合は、必着)

(8) 提出部数

提案書は、正本1部、副本7部。その他の書類は1部。

(9) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

2.1 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書のみを送付する。

(2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式15）を担当課へ提出すること。

2.2 結果の公表

(1) 受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。

(2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

2.3 契約の締結

(1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議うえ、見積書を徴取し契約を締結する。

(2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

(3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

2 4 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は提出された提案書類について、受注予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (9) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

2 5 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所福祉部高齢者福祉課 担当：加藤

電話 047-497-3484

FAX 047-491-3551

E-mail houkatsu-suishin@city.shiroi.chiba.jp

別表 1 - 1 評価基準等

- 【第 1 次審査】 様式 5 地域包括支援センター運営に関する事項（職員配置）
 様式 6 地域包括支援センター運営に関する事項（事業実績）

評価項目	評価の視点	配点
職員配置体制	・経験年数 5 年以上の専門 3 職種の人数比率に応じて評価する	50 点
事業実績	・過去 5 年以内の高齢者福祉に関する事業実績 ・過去 5 年以内の介護保険サービスに関する事業実績	50 点

- 【第 2 次審査】 様式 2 法人概要
 様式 8 地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）
 様式 9 地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）
 様式 10 地域包括支援センター運営に関する事項（業務方針）
 様式 11 見積書
 様式 12 見積金額内訳書

評価項目	評価の視点	配点
1 法人概要		
法人理念・運営方針	・法人理念・運営方針などから委託に適した法人であるか	25 点
2 基本理念・方針		
応募動機	・応募動機は適切か	25 点
応募圏域の認識	・圏域の特性や地域課題を正しく捉えているか	25 点
公正・中立性の確保	・公正・中立性を理解し、その確保の方策は適切か	25 点
3 職種の協働	・チームアプローチの実行性はあるか	25 点
地域の関係機関との連携	・これまでの地域における活動実績を踏まえ、地域の関係機関や関係職種との連携体制を整えられるか	25 点
3 職員体制		
欠員が生じた場合の体制確保	・3 職種に欠員が生じた場合の体制確保のための方策が整えられているか	50 点
人材育成	・職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みを検討しているか	50 点

4 業務実施計画		
総合相談支援業務	・総合的な相談支援、困難事例への対応、実態調査について、具体的な取り組みが考えられているか	50点
権利擁護業務	・虐待対応、成年後見制度についてセンターの役割を正しく理解し、実効可能な体制が整えられているか	50点
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・多職種協働を理解し、連携・協働の体制づくりを検討しているか	50点
介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務	・介護予防ケアマネジメントの目的について正しく理解し、自立支援の視点を持ってケアマネジメントを行うことができるか	50点
一般介護予防事業	・市の介護予防事業の目的を十分に理解し、対応について考えているか	25点
地域ケア会議開催業務	・地域ケア会議の目的と機能について正しく理解した提案がされているか	25点
生活支援体制整備事業	・生活支援コーディネーターと連携した効果的な生活支援体制整備の取組が考えられているか	25点
在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療・介護連携の重要性を理解し、切れ目のない医療と介護サービスが提供されるよう利用者家族やケアマネジャー等の専門職への相談対応が行えるか	25点
認知症総合支援業務	・認知症本人や家族への支援について正しく理解しているか。また、認知症初期集中支援チームと連携した支援ができるか。	25点
その他（任意）	・センターの役割や地域課題を踏まえた業務提案があるか	25点
5 リスク管理		
24時間対応体制	・業務時間外（夜間・休日）等の対応体制が整えられているか	25点
事故・緊急時の対応	・事故・災害発生時対応の方策が整えられているか	25点
苦情処理の対応	・苦情に対し適切な処理ができる体制が整えられているか	25点

個人情報の保護・管理	・個人情報について適切な管理体制（職員の教育を含む）が整えられているか	25点
見積額評価		200点

第1次審査 100点

第2次審査 700点（140点×5名）＋200点（見積額評価）

合計（満点） 1000点

別表1－2 提案書類作成方法

- （1）作成にあたっては日本語を用い、使用する文字は10.5ポイント以上とし、通貨は日本円とすること。
- （2）第2次審査用提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本7部をそれぞれA4版縦型ファイルに左綴じで提出すること。
- （3）見積書の金額は、提案限度額の範囲内であること。